

## 令和8年1月保健業務主管課長会議事要旨

1 日 時 令和8年1月9日（金）9時30分～9時50分

2 場 所 市役所本庁舎地下1階第8共通会議室

3 出席者

（構成員）

各区保健業務主管課長、課長代理

（事務局）

健康局健康推進部健康施策課長、保健所管理課長

4 議 題

（1）産後ケア事業に係る業務フローの変更について

（2）介護予防ガイドブックの配架、事業活用等の依頼について

（1）産後ケア事業に係る業務フローの変更について

【こども青少年局子育て支援部母子保健担当課長より資料に基づき説明】

産後ケア事業の業務フローについて、体調不良等やむを得ない理由により、利用者が対応できない時の申請時の面接方法について追記したので、その説明を行う。

また、この場を借りて、3点ほど別件について説明する。

1点目であるが、12月の課長会で、母子保健事業の多言語対応に課題がある旨の意見をいたしました。現状では、ご指摘の通り、乳幼児健診の案内、問診票については、英語、中国語、韓国語、ベトナム語のみの対応となっている。また、母子保健事業においても多言語対応ができないおらず、対応にご尽力いただき感謝申しあげる。

こども青少年局内でも、多言語対応の課題は、母子保健事業だけではなく、局内全体での課題として認識しているところである。現状では、各区の地域保健活動担当へ配布されているIPadに入っている翻訳アプリの活用等のご提案しかできない状況である。翻訳アプリは31言語対応可能と使用言語数が多岐にわたると聞いている。何卒ご理解いただくよう、よろしくお願い申しあげる。

2点目であるが、住民基本台帳等事務システム標準化に伴い、令和7年12月26日以前の異動情報は閲覧不可、また、同一区内以外で直近の異動履歴のみ住基閲覧画面の個人情報欄で閲覧ができる状態となっている。

異動情報については、以前より「乳幼児住基異動一覧」及び「福祉異動確認リスト」で、日々ご対応いただいてきたところであるが、「妊産婦管理」や「乳幼児管理」、「転居を繰り返す対象者などの対応」等に関して、過去の異動情報が確認できないことで、ご不便をおかけしている状況であることをご報告いただいている。

事前に予測し、対応ができていなかった点については、大変申し訳ない。

現在、他の業務担当でも同じような課題が起こっており、住民基本台帳等事務システムの閲覧に関して、他部署を含め対応を協議しているところである。

閲覧ができるまでの間についてであるが、住基情報を見て、空白になっている場合は、令和7年12月26日以前に市外に転出・死亡・法務消除となっていることが想定されるが、転出日や転出先等詳細が不明のため、いったん「廃止」入力は行わず、閲覧ができるようになってから、入力対応をお願いする。

また、DV等支援措置の対象者に関するデータメモは反映されない状況であるが、支援措置

の対象であるかの確認は住基情報内の支援措置情報等で確認は可能となっている。データメモ等の連携については、他部署含め対応協議中であるが、方針が確定するまでの間は、必要に応じて、子育て支援室（DV担当）等とも連携のうえ、ご対応くださるようお願いする。

係長会及び統括保健師会議においてもご説明させていただくとともに、後日、留意点等の事務連絡を送付予定としている。また、新たな情報については、その都度連携させていただくので、何卒よろしくお願い申しあげる。

最後に、3点目であるが、各区の会計年度任用職員である心理相談員について、こども青少年局としては、できる範囲となるが、欠員が生じたときに関係先に声掛けをしていきたいと考えているので、来年度に向けた心理相談員の採用状況について、後日照会させていただくので、よろしくお願いする。

【区】通知が出るまで照会は置いておくということでいいのか。

【説明者】現時点では今説明したとおり。

【区】乳幼児健診の案内は置いておいていいのか。

【説明者】乳幼児健診の案内は、対象者リストが出るので、送付はしてもらって、住基で異動されている方は返戻で戻ってくる。

【区】母子管がないので、どこの区に照会したらいいかわからないということになるのではな  
いか。

【説明者】実務のところは、来週の係長会で説明しようと思っている。今、保留で置いておいて  
いただきたいと伝えた部分というのは、転出先がまだ照会ができないので、廃止入力は  
保留の段階でお願いしたいとお伝えした。

## （2）介護予防ガイドブックの配架、事業活用等の依頼について

【福祉局高齢者施策部介護予防推進担当課長より資料に基づき説明】

介護予防事業の取組を進めるにあたり、より多くの方に介護予防の重要性や活動方法を知つていただきため、新たにガイドブックを作成しているところであります、介護予防の意義や活動することの重要性をより理解していただき、これまで知らなかつたことなどにも興味を持っていただけるよう、掲載内容の充実を図るなど紙面構成にも工夫を凝らしたものとする。また、今後、デジタルコンテンツやSNSなどを有効活用し、多くの方に興味を持っていただけるような広報を行う予定としている。

区役所をはじめ地域包括支援センターなどにおいても、ガイドブック等を活用のうえ事業周知に取り組んでいただきたく、多くの高齢者に介護予防事業を知つていただき、介護予防活動への参加促進につなげていきたいと考えております、2月上旬にも各区保健福祉課へ配架させていただくため、窓口での配付や催し等での配布を依頼する。